

第 4 5 回全国障害者技能競技大会実施要綱

令和 7 年 3 月 1 2 日制定

1 趣 旨

障害者が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図るため、第 4 5 回全国障害者技能競技大会（第 4 5 回全国アビリンピック）（通称を「アビリンピック 2 0 2 5」という。以下「第 4 5 回全国大会」という。）を開催する。

なお、第 4 5 回全国大会は、第 6 3 回技能五輪全国大会（主催：厚生労働省等）と同時開催する。

また、第 4 5 回全国大会は、第 1 1 回国際アビリンピック（令和 9 年 5 月にフィンランド共和国において開催）に派遣する選手選定に向けた選考会（以下「第 1 1 回国際大会派遣選手選考会」という。）を兼ねる。

2 主 催

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）、愛知県

3 後 援（予定）

厚生労働省、内閣府、文部科学省、経済産業省、中央職業能力開発協会

4 協 賛（予定）

一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、
全国中小企業団体中央会、中小企業家同友会全国協議会、一般社団法人日本新聞協会、
日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会、全国手をつなぐ育成会連合会、
公益社団法人全国精神保健福祉会連合会、公益社団法人全日本洋裁技能協会、
一般社団法人日本洋装協会、一般社団法人日本家具産業振興会、
一般社団法人日本印刷産業連合会、公益社団法人日本歯科技工士会、
一般社団法人日本義肢協会、公益社団法人日本義肢装具士協会、
一般社団法人日本生花商協会、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会、
特定非営利活動法人インターナショナルネイルアソシエーション、
一般社団法人障害者雇用企業支援協会、公益社団法人全国障害者雇用事業所協会、
日本労働組合総連合会、公益社団法人日本写真家協会
(以上、順不同)

5 日 程

令和 7 年 1 0 月 1 7 日(金) 技能競技会場等下見、開会式
同 1 0 月 1 8 日(土) 技能競技及び障害者ワークフェア
同 1 0 月 1 9 日(日) 閉会式（成績発表）

6 会 場

愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）
（愛知県常滑市セントレア 5 丁目 1 0 番 1 号）

7 技能競技の実施

障害者の雇用の促進及び継続に資すると想定され、かつ、啓発効果の高い職種（種目）により、以下のとおり技能競技を実施する。

(1) 技能競技種目及び参加予定数

整理 番号	種 目	参加対象障害者	参加予定 数（名）
1 0 1	洋 裁	身体障害者・知的障害者・精神障害者	5
1 0 2	家 具		5
1 0 3	D T P		1 9
1 0 4	機械C A D		5
1 0 5	建築C A D		5
1 0 6	電子機器組立		6
1 0 7	義 肢		5
1 0 8	歯科技工		5
1 0 9	ワード・プロセッサ		4 6
1 1 0	データベース		7
1 1 1	ホームページ		1 0
1 1 2	フラワーアレンジメント		8
1 1 3	コンピュータプログラミング		5
1 1 4	ビルクリーニング		4 7
1 1 5	製品パッキング		2 7
1 1 6	喫茶サービス		4 7
1 1 7	オフィスアシスタント		4 6
1 1 8	表計算		3 9
1 1 9	ネイル施術		6
1 2 0	写真撮影		1 1
1 2 1	パソコン組立		5
1 2 2	パソコン操作	身体障害者（視覚障害者に限る）	8
1 2 3	パソコンデータ入力	知的障害者	3 4
1 2 4	縫 製		1 5
1 2 5	木 工		1 2
合 計			4 2 8

(2) 技能競技選手参加資格

次の①から⑤までのいずれにも該当する者であって、都道府県知事から第45回全国大会会長（機構理事長をいう。以下「大会会長」という。）に推薦された者とする。

① 次のイからハまでのいずれかの障害者

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条第2号及び第3号に規定する身体障害者

ロ 法第2条第4号及び第5号に規定する知的障害者

ハ 法第2条第6号に規定する精神障害者

② 令和7年4月1日現在において15歳以上の者

③ 次のイからヌまでの事項に関し、同意をする者

イ 第45回全国大会へ参加可能な体調であることを予め確認（必要に応じて医師への確認を含む。）のうえ、同大会へ参加すること。

ロ 自己の責任において自身の体調・安全管理を行う（必要な服用薬・服装等の持参を含む。）こと。

ハ 技能競技及びそれに付随する大会行事参加中に受傷した場合又は疾病等に罹患した場合にお

いて、主催者が速やかに応急の処置を行うこと。

- ニ 第45回全国大会開催時の事故等（開閉会式会場内及び技能競技会場内における事故等）及び主催者が手配して運行する選手団送迎バス乗車中の事故等（いずれも選手団の責めに帰す場合を除く。）については、主催者が付保する傷害保険の範囲内で補償すること。なお、各都道府県選手団が、同大会参加のため各地から大会開催地まで旅行する行程中及び帰郷のため大会開催地から各地まで旅行する行程中の事故等については、主催者及び都道府県選手団の引率者による補償の対象とならないこと。

- ホ 主催者が別紙「第45回全国障害者技能競技大会技能競技参加選手申込書兼推薦書」（以下「申込書兼推薦書」という。）記載の項目のうち「氏名」、「都道府県名」及び「勤務先又は所属機関名」を第45回全国大会に関するプレスリリースや報告書等の各種印刷物・掲示物等に掲載すること、また、申込書兼推薦書記載の「障害の種別」等その他の項目を、個人を特定できないようにした上で分析し第45回全国大会に係る各種業務統計資料として報告書等に掲載すること。なお、参加対象とする障害の種別を定めている一部の競技種目（「パソコン操作」「パソコンデータ入力」「縫製」「木工」）は、当該競技に参加することにより、選手の障害の種別（申込書兼推薦書の「障害の種別」に記載された「視覚障害」「知的障害」のいずれの障害があるか）が明らかとなること。

- ヘ 主催者及び主催者が認めた者が第45回全国大会期間中に個人を特定できる写真等を撮影すること並びに当該写真等を障害者技能競技大会（地方大会、国際大会を含む。）に関する各種広報物等（ホームページ等への掲載を含む。）に使用すること。

- ト 主催者及び主催者が認めた者が第45回全国大会期間中に競技風景等を撮影すること並びに当該動画をWeb配信すること。なお、当該動画については、第45回全国大会のみならず、主催者及び主催者が認めた者が作成する障害者技能競技大会全般に関する各種広報物等（ホームページ等への掲載を含む。）に使用すること。

- チ 選手は、技能競技において製作された作品等の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）をすべて機構に譲渡するものとする。また、選手は、当該作品等に係る著作者人格権を行使しないものとする。

- リ 大会会場に持ち込む所有物（私物）に関しては、責任を持って自己管理し、主催者に過失が無い場合における事故・過失による損壊・紛失等については、主催者を免責すること。

- ヌ 第45回全国大会期間中において、主催者及び主催者が認めた者から示された方針及び決定事項に従うこと。

- ④ 参加を希望する技能競技種目において、第40回から第44回までの全国障害者技能競技大会（以下「全国大会」という。）で金賞を受賞した者でない者。

- ⑤ 次に掲げる技能競技種目について、第42回から第44回までの全国大会において、参加を希望する技能競技種目に3大会連続して参加した者でない者。

DTP（103）、電子機器組立（106）、ワード・プロセッサ（109）、データベース（110）、ホームページ（111）、フラワーアレンジメント（112）、ビルクリーニング（114）、製品パッキング（115）、喫茶サービス（116）、オフィスアシスタント（117）、表計算（118）、ネイル施術（119）、写真撮影（120）、パソコン操作（122）、パソコンデータ入力（123）、縫製（124）、木工（125）
--

（3）技能競技参加選手の推薦等について

- ① 各都道府県知事が推薦できる選手の人数は、次のとおりとする。

- イ 各都道府県知事が推薦できる選手の人数は、原則として1競技種目につき1名とする。

なお、本大会を主催する都道府県知事が推薦できる選手の人数は、1競技種目につき2名とする。

- ロ ただし、次に掲げる技能競技種目については、3名を上限として複数名の選手を推薦できることとする。

洋裁（１０１）、家具（１０２）、機械ＣＡＤ（１０４）、建築ＣＡＤ（１０５）、義肢（１０７）、歯科技工（１０８）、コンピュータプログラミング（１１３）、パソコン組立（１２１）

- ② 各都道府県知事は、選手を推薦しようとする技能競技種目が、地方アビリンピック（各都道府県において機構都道府県支部高齢・障害者業務課等が実施する当該都道府県における障害者の技能競技大会をいう。以下同じ。）において実施されている場合にあっては、当該地方アビリンピックでの金賞受賞者（金賞受賞者に準ずる者を含む。以下同じ。）をもって当該競技種目への推薦を行うものとする。ただし、上記①のロに掲げる技能競技種目については、金賞受賞者を含む３名を上限として複数名の選手を推薦できるものとする。

なお、地方アビリンピックにおける技能競技種目の名称が第４５回全国大会で実施する技能競技種目の名称と異なる場合であっても、当該両競技種目の競技課題の内容（競技実施内容）等が互いに類似している場合には、当該両競技種目は同一種目とみなすこととする。

- ③ 各都道府県知事は、地方アビリンピックにおいて実施していない技能競技種目であって、上記①のロに掲げる技能競技種目については、別の定めにより、当該競技種目への推薦を行うものとする。
- ④ 各都道府県知事は、選手を推薦するにあたっては、申込書兼推薦書を大会会長に提出するものとする。また、選手、選手介助者及び選手引率者等から構成する各都道府県選手団を編成し、別途通知する方法により機構に報告するものとする。
- ⑤ 選手推薦に係る書類の提出期限は、令和７年７月３１日（木）までとする。
- ⑥ 各都道府県知事は、選手推薦にあたり、当該者の体調や安全管理の状況等を考慮するとともに、個人情報の保護に関する法令等に十分留意するものとする。
- ⑦ 主催者は、選手推薦のために要する経費を負担しないものとする。

（４）技能競技参加選手の決定

大会会長は、各都道府県知事が推薦する者のうちから、次に掲げる事項を勘案して参加選手を決定し、当該都道府県知事にそれぞれ通知するものとする。

- ① 各都道府県知事からの推薦状況と技能競技会場の面積等との関係
- ② 地方アビリンピックの実施結果
- ③ 参加技能競技種目と現在の職業との関連性の有無又は参加技能競技種目関連職種への就業希望の有無

（５）技能競技参加選手決定の取消し

大会会長は、大会開始前に都道府県知事から参加選手決定の取消しの申し出があった場合は、決定を取り消すことができる。

（６）技能競技の実施方法

- ① 実施形式
実技のみにより実施する。
- ② 実施時間
概ね６時間以内とする。
- ③ 技能競技課題の公表
技能競技実施に差し支えない範囲で事前に公表する。
- ④ 技能競技課題の水準

イ 洋裁（１０１）、家具（１０２）、電子機器組立（１０６）、義肢（１０７）及びフラワーアレンジメント（１１２）の技能競技課題の水準は、技能検定２級の実技試験と同程度のものとする。

ロ ワード・プロセッサ（１０９）及び表計算（１１８）の技能競技課題の水準は、中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会が実施するコンピュータサービス技能評価試験実施規程に定める２級程度のものとする。

⑤ 使用機器等

技能競技において使用する基本的共通機器等は、原則として機構において整備し、当該機器等の具体的内容は事前に公表することとする。

また、当該機器等は原則として改良を行わないものとする。

なお、選手個々が使用する技能競技参加に係る必要な補助具等は、当該選手において整備するものとする。

⑥ 成績の評価（審査）

選手の技能競技成績を評価（審査）するにあたっては、障害の種類・程度を特に考慮しないものとする。

⑦ 作品等の所有権及び著作権

選手は、技能競技において製作された作品等の所有権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）をすべて機構に譲渡するものとする。また、選手は、当該作品等に係る著作者人格権を行使しないものとする。

8 表 彰

（1）技能競技

① 機構は、別に定める授賞選考委員会において技能競技種目毎に選考された成績優秀な者に対して、金賞、銀賞又は銅賞を授与するものとする。

また、金賞受賞者に対しては、厚生労働省より別途厚生労働大臣賞が授与されるものとする。（予定）

② 機構は、金賞、銀賞又は銅賞のほか、授賞選考委員会において技能競技種目毎に入賞に準ずる成績の者に対して、努力賞を授与するものとする。

9 参加経費等

（1）第 4 5 回全国大会への参加費は無料とする。

（2）機構は、技能競技選手その他機構が認める者に対して、第 4 5 回全国大会参加に係る往復の交通費等を支給する。

（3）技能競技参加にあたって、選手が自らの工具及び補助具等を使用する場合は、自己の経費負担において搬送等するものとする。

10 特 典

（1）技能検定の実技試験の免除に係る技能証の交付

厚生労働大臣の承認を得た競技課題で実施する技能競技種目（上記 7 の（6）の④のイに掲げる技能競技種目）において一定以上の成績を修めた者に対して、技能証（実技部門）を交付することとする。

なお、第 4 5 回全国大会において学科試験は実施しないこととする。

（2）コンピュータサービス技能評価試験の試験免除に係る技能証の交付

中央職業能力開発協会の認定を得た競技課題で実施する技能競技種目（上記 7 の（6）の④のロに掲げる技能競技種目）において一定以上の成績を修めた者に対して、合格証書の交付申請に必要な技能証（第 4 5 回全国大会参加年度を含め 3 年度間に限り有効。）を交付することとする。

11 体調・安全管理

技能競技選手は、第 4 5 回全国大会参加にあたって、自己の責任において自身の体調・安全管理を行う（必要な服用薬・服装等の持参を含む。）こととし、主催者は、当該体調・安全管理をサポートするための必要な人員の配置について配慮するほか、技能競技及びそれに付随する大会行事参加中に当該選手が受傷し、又は疾病等に罹患したときは、速やかに応急の処置を行うこととする。

12 感染症拡大防止のための対応

機構は、必要に応じて感染症拡大防止のため、別に定めるところにより感染症拡大防止のための具体的な措置を講じることとし、同大会の参加者に当該措置を周知するものとする。

13 障害者ワークフェアの実施

上記 7 に併せ、障害者の職業能力及び雇用に関する展示を「障害者ワークフェア 2025 ～働く障害者を応援する仲間の集い～」として実施する。

(1) 展示の内容

- ① 障害者雇用事業所、障害者職業能力開発施設、特別支援学校による展示等
- ② 障害者雇用支援月間における絵画・写真コンテスト入賞作品展示
- ③ 技能デモンストレーションの実施
- ④ その他

(2) 出展予定者数

100 企業・団体

(3) 出展者の募集等

出展の申込方法及び時期等については、別に定める。

(4) 技能デモンストレーション

先駆的又は雇用拡大が期待される等の障害者の雇用・就業職種の一般への理解度向上のためのイベントとして、以下のとおり実施する。

なお、実施にあたっては、各技能デモンストレーションにおいて障害者の雇用実績を有する企業・団体、当該技能デモンストレーションに係る職業訓練を実施している機関又は全国大会開催都道府県等の協力を得て行うものであり、その実施者は大会会長が決定するものとする。

① 技能デモンストレーション及び参加者数(予定)

整理番号	職 種	参加対象障害者	参加予定数
201	RPA	身体障害者・知的障害者・精神障害者	5名程度
202	ドローン操作		5名程度
合計			10名程度

② 技能デモンストレーション参加者

技能デモンストレーション参加者は、次のイからハのいずれにも該当する者であることとする。

イ 次の(イ)から(ハ)のいずれかの障害者

(イ) 法第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する身体障害者

(ロ) 法第 2 条第 4 号及び第 5 号に規定する知的障害者

(ハ) 法第 2 条第 6 号に規定する精神障害者

ロ 令和 7 年 4 月 1 日現在において 15 歳以上の者

ハ 上記 7 の(2)の③に記載の事項に関し、同意をする者。なお、この場合において上記 7 の(2)の③に記載の「技能競技」を「技能デモンストレーション」に、「選手団」及び「都道府県選手団」を「技能デモンストレーション関係者」に、「第 45 回全国障害者技能競技大会技能競技参加選手申込書兼推薦書」を「第 45 回全国障害者技能競技大会技能デモンストレーション参加者申込書兼推薦書」に読み替えるものとする。

③ 技能デモンストレーションの実施方法

原則として参加者による実技のみとし、その成績を評価(審査)しないものとする。その他詳細な事項は、実施者が主催者と協議のうえ決定する。

④ 参加経費等及び体調・安全管理

技能デモンストレーション参加者に関しては、9 及び 11 に記載のある技能競技選手に係る事項を準用する。

14 第 11 回国際大会派遣選手選考会

1 に定める第 11 回国際大会派遣選手選考会については、以下のとおりとする。

(1) 対象技能競技種目

別に定める技能競技種目(以下「選考対象技能競技種目」という。)とする。

令和7年6月以降に機構HP等で公表する。

(2) 参加者

- ① 選考対象技能競技種目に参加する技能競技選手
- ② 第41回から第44回までの全国大会の選考対象技能競技種目における金賞受賞者
- ③ 選考対象技能競技種目に該当する第10回国際アビリンピック職業技能競技種目の入賞者(金賞、銀賞又は銅賞受賞者)

なお、②及び③に該当する者(以下「招聘選手」という。)は大会会長が決定し、次のイからハのいずれにも該当する者とする。

イ 次の(イ)から(ハ)のいずれかの障害者

- (イ) 法第2条第2号及び第3号に規定する身体障害者
- (ロ) 法第2条第4号及び第5号に規定する知的障害者
- (ハ) 法第2条第6号に規定する精神障害者

ロ 令和7年4月1日現在において15歳以上の者

ハ 上記7の(2)の③に記載の事項に関し、同意をする者。なお、この場合において上記7の(2)の③に記載の「選手団」及び「都道府県選手団」を「招聘選手関係者」に、「第45回全国障害者技能競技大会技能競技参加選手申込書兼推薦書」を「第11回国際アビリンピック派遣選手選考会」招聘対象者 調査票」に読み替えるものとする。

(3) その他

招聘選手については、上記8の表彰の対象としない。また、9及び11は、これを招聘選手に準用する。その他、第11回国際大会派遣選手選考に係る事項については、別に定めるものとする。

15 その他

本要綱に定めのない事項及び本要綱によりがたい事項については、大会会長の決定するところにより取り扱うものとする。